

一般社団法人日本応用地質学会 研究小委員会運営規程

令和 6 年 1 月 23 日 制定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の研究小委員会（以下「委員会」）は、定款第 4 条三の事業を遂行することを目的とし、有期で活動する。

(業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第 87 条三に従い研究企画委員会が設立し理事会の承認を得て次の各号の業務を行う。

- 一 応用地質学に関する特定分野の研究
- 二 応用地質学分野における受託研究
- 三 その他、学術及び技術の研究に関する事項

第 2 章 委員会の設立の手順

(研究企画委員会及び支部、会員の起案による設立)

第 3 条 委員会の設立は、研究企画委員会及び支部、会員の起案により以下の手順により行うものとする。

一 設立趣意書の作成・提出

設立を求める場合は設立趣意書を作成し、研究企画委員会に提出するものとする。設立趣意書には設立の目的、具体的な活動目標、活動期間（原則として 3 年以内）、成果の公表方法、公募に係わる委員案を明示する。

二 研究企画委員会は提出を受けた設立趣意書を審議し、設立を認めた場合は理事会へ委員会の設立に関する提案を行う。

三 理事会は委員会設立の審議を行い、承認の場合は正式に発足とする。

四 研究企画委員会により設立趣意書を学会誌、学会ホームページ等を通じて公表し、委員の公募、ならびに準備会を発足させる。

五 準備会は、委員会の構成・運営及び委員長候補(原案)を研究企画委員会へ提出し、研究企画委員会は委員会設立に係る最終案を作成する。

六 研究企画委員会から提出された委員会の構成・運営及び委員長候補(案)を理事会で審議し承認を得る。

第 3 章 委員会の構成及び運営等

(研究企画委員会との関係)

第 4 条 委員会は研究企画委員会に属する。研究企画委員会は、委員会の設立の手続き、委員会の活動状況の確認、最終研究成果の確認、委員会横断的事項についての調整、及び研究成果の公表の援助を行う。

(構成及び定員)

第 5 条 委員会の委員は、次の各号の構成とするが、第二号の副委員長、第五号の顧問は必要に応じて設けるものとする。

- 一 委員長
- 二 副委員長
- 三 幹事
- 四 委員
- 五 顧問

②委員会の委員には特に定員は設けない。

(職務)

第 6 条 委員長は委員会の事務を統括する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

③幹事は委員長及び副委員長を補佐する。

④顧問は委員会に対して指導・助言を行う。

(選任及び委嘱)

第 7 条 委員長は、研究企画委員長が選任し、理事会の承認を得る。

②第 5 条第二号から第五号までの委員は、会員からの公募または委員長の推薦（非会員を含む）により研究企画委員会で選任し、会長が委嘱する。

③副委員長は、委員の互選により委員長が選任する。

④幹事は、委員の互選により委員長が選任する。

⑤非会員を委員とする場合、本学会の定款第 10 条①項の二、三号に該当しないことを前提とし、研究企画委員長はその遵守に責を負うものとする。非会員委員の委員会活動において必要となる事項については、規則、各種規程に基づき対応する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、委員会活動期間（原則として 3 年以内）とする。ただし活動延長の際には再任を妨げない。

②委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第④項により、理事会の決議により解任することができる。

(召集)

第 9 条 委員会は、規則第 74 条第①項に準じ、委員長が召集する。

(定数及び決議)

第 10 条 委員会にて決議を行う場合は、規則第 75 条第①項に準じて委員現在数の過半数の出席（次項の委任状を含む）をもって委員会は成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項に準じて委任状を委員長宛に提出する。

③議事は規則第 75 条第⑤項に準じて出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(活動報告並びに事業計画)

第 11 条 委員会は委員 1 名を研究企画委員会委員に選出し、委員会の活動状況等を研究企画委員会に報告する。当該研究企画委員会委員の任期は、委員会の活動が終了した年度の総会までとする。なお、委員会に研究企画委員会委員が在籍する場合は別途委員を選出する必要はない。

② 研究企画委員会は、総会および理事会に委員会の活動計画、活動状況について報告する。

(議事録)

第 12 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条に準じて議事録として記録する。

(報告)

第 13 条 委員会における業務の経過及び結果は、活動終了時に最終研究成果（報告書またはそれに準じるもの）を研究企画委員会に提出する。

(研究成果の公表)

第14条 委員会の研究成果(最終研究成果に限らない)は公表することを原則とし、公表の方法は、応用地質学会誌への投稿、シンポジウム、講習会、年次研究発表会、学会ホームページ、出版などによることとする。

②委員会は、公表する研究成果について、公表前にその内容を研究企画委員会に報告し承認を得たうえで、前項に示す公表の方法に基づき、関係委員会(総務委員会、編集委員会、事業企画委員会等)と連携して具体的作業を進めるものとする。

③委員会として学会の外部で成果公表する場合は、公表成果を引用する形で行うことを原則とし、公表前にその内容を研究企画委員会に報告し、承認を得るものとする。

④委員会として成果を公表する場合は、委員会名で行うか、または執筆担当者が委員会に所属していることを明記するものとする。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認(令和6年1月23日)をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の発議後に各委員会での承認及び研究企画委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。